

平成 31 年 1 月 31 日

指定障害福祉サービス事業所 管理者 様  
指定障害者支援施設 施設長 様  
指定障害児通所支援事業所 管理者 様  
指定障害児入所施設 施設長 様  
(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市所管域を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局  
福祉部障害サービス担当課長  
( 公 印 省 略 )

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る猶予措置の終了について (通知)

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室から別添のとおり事務連絡がありました。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）については、事業所等の新規開設日から起算して1年間は、実務経験を満たしていればサービス管理責任者等研修を修了しているものとみなす規定（以下「猶予措置」という。）が今年度末（平成31年3月31日）をもって終了しますので、次の点にご留意くださるようお願いいたします。

- 1 平成30年4月1日以降に新規開設し、猶予措置によりサービス管理責任者等を配置した事業所は、平成31年4月1日以降、研修を修了していない場合には、サービス管理責任者等の人員配置が基準を満たしていないこととなり、各種減算の対象となります。
- 2 平成31年4月1日以降、事業所の開設の際には、実務経験及び研修修了のいずれの要件も満たしたサービス管理責任者等の配置が必須となります。

なお、別添事務連絡の別紙2のとおり、平成31年度以降、サービス管理責

任者等に関する研修体系の全面的な見直しが予定されています。研修体系の見直しに伴い改正されるサービス管理責任者等に係る告示が公布されましたら改めて周知いたしますので、ご了承くださいるようお願いいたします。

問合せ先

障害福祉課

事業支援グループ 小川、堀越（内線 4718）

施設指導グループ 小谷、長澤、佐藤（内線 4724）

電話 045-210-1111（代表）

ファクシミリ 045-201-2051